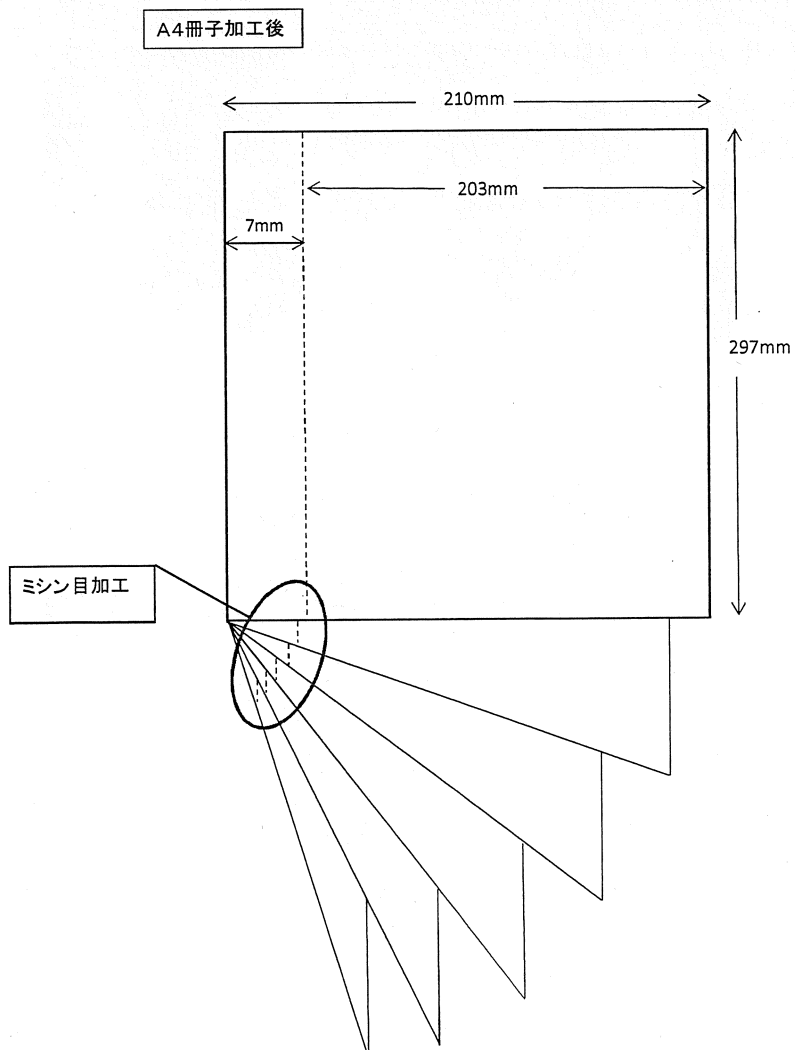
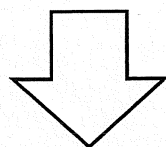
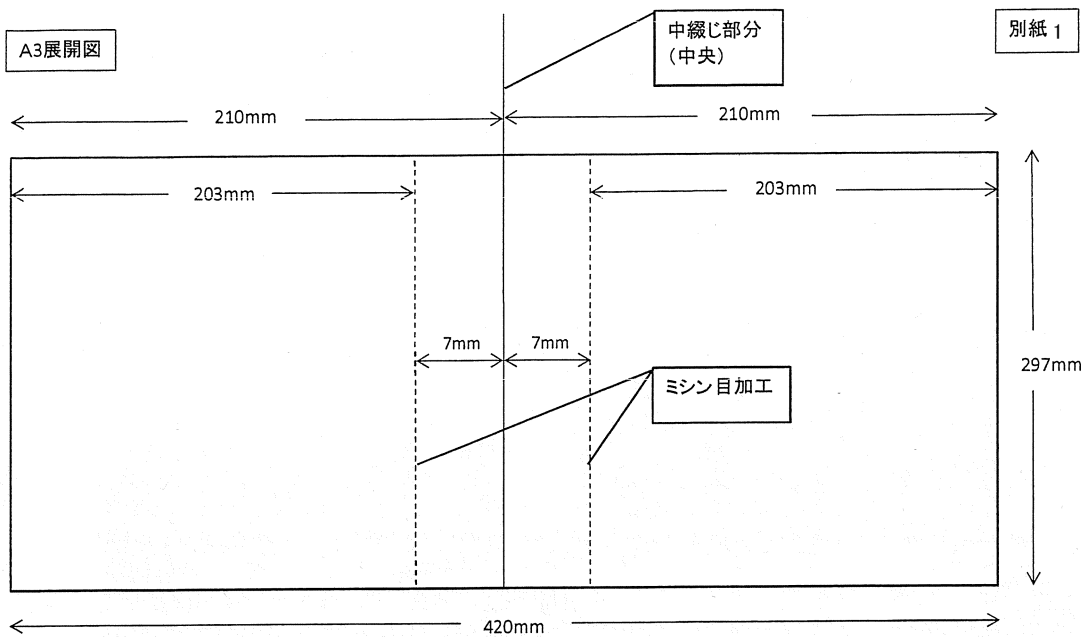


仕様書

件名	帳票「105 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」
紙質	上質紙 A判 35 kg ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表2色（墨、白緑）、裏2色（墨、白緑）
サイズ	仕上げ寸法：A4（縦297mm×横210mm） 見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製本	折加工：二つ折り 冊子加工：中綴じ製本（針金綴じ） ミシン目加工：見開きA3全頁に天地297mm×2本（別紙1参照） ※ A4計12頁となる。
梱包	100冊ごとにクラフト紙で梱包すること。 ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包とすること。
数量	別紙2「月別納品数量内訳」のとおり
納期	別紙2「月別納品数量内訳」のとおり
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷内容は、添付の見本を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に電子媒体又は紙媒体で提供する。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 契約期間内において原稿の変更があり得る。なお、変更がある場合は、納期の2か月前までに日本年金機構会計・資産管理部管財Gから連絡する。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から④の事項を番号化した14ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等の</li> </ul>

	<p>デザイン、レイアウト等により適宜調整する。)</p> <p>① 作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）</p> <p>② 担当部署番号（4ケタ）</p> <p>③ 通番（3ケタ）</p> <p>④ 105</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校正原稿は、校正紙2枚（カラー・モノクロ）と併せて文字をテキストデータとして識別できるPDFファイル形式も納品すること。</li> <li>・ 初回納品時及び原稿の変更時に、製品サンプル20冊を下記校正担当及び日本年金機構会計・資産管理部管財Gに納品すること。また、印刷用版下データも日本年金機構が指定する電子媒体等で納品すること。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> <li>・ 仕様書等に関し質問がある場合、令和8年6月9日（火）16時00分までに「質問書」（任意様式）により、下記校正担当宛てに提出すること（FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和8年6月12日（金）18時00分までに行う予定。</li> </ul>
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号</p> <p>日本年金機構年金給付部給付業務G</p> <p>電話番号：03-5344-1100（内線3524）担当：森永・近藤・鈴木</p> <p>FAX番号：03-5344-1187</p>



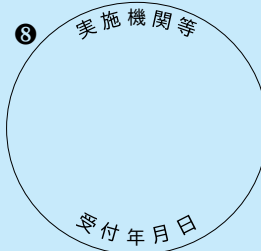
# 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）

## 〔遺族基礎年金・特例遺族年金・遺族厚生年金〕

- (注) 1. 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。  
 2. その他の方については「年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)(別紙)」(様式第106号)に記入し、この年金請求書に添えてください。  
 ○□のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)  
 ○黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。  
 ○フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	⑤ 記録不要制度 (厚年) (船員) (国年) (国共) (地共) (私学)					⑥ 作成原因 01 02	
	入力処理コード	⑦ 進達番号	⑨ 別紙区分	⑩ 船戦加	⑪ 重無		
年金コード	⑫ 未保	⑬ 支保	⑭ 受給権者数	⑮ 長期	⑯ 基加	⑰ 沖縄	⑱ 旧令
1 4							

受付登録コード  
1 7 3 1



決定内容

- 短期  
 長期

二次元コード

### 1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号		② 生年月日	3. 大正 5. 昭和 7. 平成	年	月	日
⑱ 氏名	(フリガナ)		性別			
	(氏)	(名)	① 男 ② 女			

### 2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは10ページをご確認ください。  
 なお、死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、個人番号(マイナンバー)及び基礎年金番号の両方をご記入ください。

③	個人番号※ (マイナンバー)		④ 生年月日	3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日
	基礎年金番号		電話番号	- -			
⑳ 氏名	(フリガナ)		⑳ 続柄	性別	*日中に連絡が取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。		
	(氏)	(名)	◆	① 男 ② 女			
㉒ 住所の郵便番号	㉓ (フリガナ)		住所	市区村			
社会保険労務士の 提出代行者欄			障害状態の有無 (続柄が子または孫である場合にのみ ご記入ください。)	障害の状態に ある・ない			

### 3. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座 の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)	※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の 写しの添付や金融機関の証明は不要です。
---------------------	--------	-----------------	---

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

㉔ ① 金融機関	㉕ 金融機関コード	㉖ 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	㉗ 預金種別	㉘ 口座番号(左詰めで記入)
	② ゆちょ銀行	貯金通帳の記号(左詰めで記入)		㉙ 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
口座名義人氏名 (カタカナ)		(氏)	(名)	㉚の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。				

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座 の登録意思	① 登録する	② 登録しない
---------------------	--------	---------

公金受取口座については10ページをご参照ください。

## 右の3ページを記入する際の注意事項

### 2つ以上の年金を受ける権利を得た場合について

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として※、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

- 受け取る年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。  
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※65歳以上の方は、遺族厚生年金と老齢基礎年金・老齢厚生年金をあわせて受け取ることができます。  
(ただし、老齢厚生年金に相当する額が、遺族厚生年金から支給停止されます。)

- 履歴は、死亡した方がはじめて公的年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。  
(被保険者記録照会回答票を添付する場合は、履歴欄の記入は不要です。)
- 事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等ごとに必要事項をご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、市区町村名までのご記入ください。

詳しくわからないときでも、「〇年〇月頃」あるいは「〇年の夏頃」など、わかる範囲でご記入ください。

履歴(死亡した方の公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類
最初 (有)〇〇商店	台東区台東2-×	(自) S50年4月1日 (迄) S56年3月31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
2 →	杉並区高井戸西3-×-×	(自) S56年4月1日 (迄) S59年3月31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
3 △△化学(株)	江東区亀戸5-×-×	(自) S59年4月1日 (迄) S61年3月31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
4 △△化学(株)大阪工場	大阪市東区谷町9-×	(自) S61年4月1日 (迄) H3年3月31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
5 △△化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江6-×	(自) H3年4月1日 (迄) H4年6月30日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
6 → △△化学(株)東京支店	江東区亀戸5-×-×	(自) H4年7月1日 (迄) H14年3月31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
11		(自) 年 月 日 (迄) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

会社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

## 老齢年金の繰下げ受給について

- 原則として※、66歳に到達した日以前に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができません。
- 66歳に到達した日後の繰下げ待機期間中に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、老齢年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。
- 上記2つのどちらかに該当する方は、速やかに老齢年金の請求の手続きを行ってください。

※65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。

令和7年の法律改正により、令和10年3月31日時点において、遺族厚生年金を受け取る権利を有しており、かつ、65歳に到達していない方(昭和38年4月2日以降生まれの方)は、以下のとおりとなります。

- 老齢厚生年金は、遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、繰下げ請求することができます。  
この請求書により遺族厚生年金を請求して65歳以降も受給する場合、老齢厚生年金の繰下げ請求ができなくなりますので、ご注意ください。
- 老齢基礎年金は、遺族厚生年金の請求の有無にかかわらず、繰下げ請求することができます。



## 右の5ページを記入する際の注意事項

●(4)は死亡の原因となった傷病や負傷に関して、医師の診断を受けていない場合は、記入不要です。

(4)

●(5)について交通事故、労働災害、傷害等、死亡の原因が第三者の行為による際は、「第三者行為事故状況届」と証明書等の提出が必要です。  
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

(5)

●同じ業務上の災害によって遺族年金と労働基準法による遺族補償を受けるときは、遺族年金は6年間支給停止となり、7年目から支払われます。

(6)

●なお、労働者災害補償保険法（労災法）による給付や昭和61年改正後の新船員保険法から支払われる年金などの業務上の災害による給付と遺族年金は、同じ業務上の災害による場合、遺族年金は全額支払われ、労災法による給付等の一部が支払われます。

(7)

●遺族厚生年金の受給要件には、短期要件と長期要件があります。

●短期要件と長期要件で年金額の計算方法等が異なります。

○短期要件とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき※1

②厚生年金保険の被保険者期間（共済組合等の加入期間を含む）に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき※1

③障害等級が1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき※2

※1 ①と②については、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合等の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることが必要です。  
（前記の要件を満たさない場合でも、65歳前に死亡した場合は、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ、前記の要件を満たしたものと取り扱われます。）

※2 障害等級の2級以上の等級でない障害厚生年金の受給権者であっても、障害年金の原因傷病と直接の死因に相当因果関係があり、死亡時点において障害等級が2級以上である場合は、③の要件に該当することとなります。

○長期要件とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①老齢厚生年金の受給権者等（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間並びに65歳以降の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が25年以上※3である者に限る）が死亡したとき

②保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間並びに65歳以降の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が25年以上※3である者が死亡したとき

※3 上記の要件に該当しない場合であっても、死亡された方の生年月日や厚生年金保険の被保険者期間等により上記の要件に該当するものとみなされる場合（中高齢者の特例等）があります。

(8)

### 【短期要件での年金額の計算方法】

死亡した方の厚生年金保険や共済組合等に加入していた期間が25年（300月）に満たないときは、その期間を25年（300月）とみなして年金額を計算します。

また、年金の支払いは、複数の種別の厚生年金保険に加入していた場合でも、一か所の実施機関（日本年金機構または各共済組合等）がまとめて支払います。

### 【長期要件での年金額の計算方法】

死亡した方の厚生年金保険や共済組合等に加入していた期間の全てが年金額の計算に使用されます。なお、年金額の計算にあたっては死亡した方の生年月日に応じて、年金額の計算に使用する給付乗率が異なります。

また、それぞれの実施機関から加入期間と報酬に応じた年金額が支払われます。

●年金額が高い方での決定を希望する場合は、短期要件と長期要件の両方の額を比較し、年金額が高くなる方の要件で決定されます。

## 6. 死亡した方に関してご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェックしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	請求者と同じ住所		
	<input checked="" type="checkbox"/>	請求者と別住所（下欄に住所をご記入ください。）		
	住所			
(2)死亡年月日	令和	年	月	日
(3)死亡の原因である傷病 または負傷の名称				

- (4) 厚生年金保険の被保険者（共済組合等の加入期間を含む）であった間に初診日のある傷病または負傷が原因で、初診日から5年以内に死亡したものである場合は、以下をご記入ください。

傷病または負傷の発生した日	傷病または負傷の初診日	死亡の原因である傷病または負傷の発生原因
昭和 平成 令和 年 月 日	令和 年 月 日	

- (5) 死亡の原因は第三者の行為（交通事故、労働災害、傷害等）によりますか。

はい ・ いいえ

※「はい」を○で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。

- (6) 死亡の原因は、業務・公務上の事由※によりますか。

（※ 通勤災害は業務上・公務上の事由には該当しません。）

はい ・ いいえ

- (7) 労働基準法による遺族補償※が受けられますか。

（※ 労働者災害補償保険法による給付とは異なります。）

はい ・ いいえ

- (8) 遺族厚生年金の短期要件と長期要件のいずれにも該当する場合、年金額が高い方での決定を希望しますか。

（短期要件と長期要件については4ページをご覧ください。）

希望する ・ 希望しない

指定する計算方法での決定を希望する場合は、短期要件または長期要件のいずれかを指定してください。  
（※年金額が高い方での決定を希望する場合は記入する必要はありません。）

短期要件 ・ 長期要件

- (9) 死亡した方が共済組合等に加入したことがあるときは、下の欄についてご記入ください。

労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法または地方公務員災害補償法による給付を受けられますか。

はい ・ いいえ

## 右の7ページを記入する際の注意事項

### 子について

死亡した方によって生計を維持されていた子がいる場合、遺族基礎年金が支給されます。

- 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。
  - a : 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子
  - b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

(例) aの場合



- \*対象となる子がいる場合は、7ページに子の氏名等をご記入ください。
- 対象となる子が2人を超える場合は3人目以降を「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式」にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。
- なお、当該別紙様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。
- 届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- \*障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

### 遺族年金を受け取ることができる遺族

遺族年金は、死亡した方によって生計を維持されていた以下の方のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることとなります。

#### 【遺族厚生年金】

1. 妻、55歳以上の夫、子※
2. 55歳以上の父母
3. 孫※
4. 55歳以上の祖父母

#### 【遺族基礎年金】

1. 子のある配偶者、子※

※子(孫)は、次のいずれかに該当する方を指します。

- a : 18歳になった後の最初の3月31日まで
- b : 国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

#### 配偶者について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上請求者と婚姻関係と同様の状態にある方を含みます。

### 7. 死亡した方の子についてご記入ください。

(子がいない場合は記入不要です。) ⇒8にお進みください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。(下記に該当する子がいない場合は記入不要です。)

- ①：18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ②：20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

加算額の対象者	子(Ⓐ欄)	氏名	(フリガナ) ----- (氏) (名)	29 生年月日	7.平成 9.令和	年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆29診
		個人番号	-----					
	子(Ⓑ欄)	氏名	(フリガナ) ----- (氏) (名)	29 生年月日	7.平成 9.令和	年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆29診
		個人番号	-----					

職員記入欄
別紙有無
<input type="checkbox"/> 有

※請求者が子である場合は、1ページの2に記入した子以外の子についてご記入ください。  
 ※3人目以降は別紙様式にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

### 8. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

遺族年金は死亡した方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること (例)同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること  
 年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

#### 生計維持関係に関する申立書

申立日 (記入日) 令和 年 月 日

1. 死亡当時、請求者(および子)は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。  
 (請求者に子がある場合は、請求者は子と生計を同じくしていましたか。)  
 ※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていたこととなります。

はい・いいえ

2. 死亡した方によって生計を維持されていた方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (2)おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
請求者	はい・いいえ	はい※1・いいえ
子 (Ⓐ欄の子)	はい・いいえ	はい※1・いいえ
子 (Ⓑ欄の子)	はい・いいえ	はい※1・いいえ
請求者※2 (名: <input style="width: 80px;" type="text"/> )	はい・いいえ	はい※1・いいえ

※1 「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。  
 ※2 上記以外の請求者がいる場合に、ご記入ください。

## 右の9ページを記入する際の注意事項

### 9ページ10(3)年金の受給に必要な資格期間について

遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、死亡した方の受給資格期間が25年以上あることが必要となります。

※受給資格期間には、年金制度に加入していた期間のほか、以下の期間（合算対象期間）を含めることができます。

#### ○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 死亡した方の配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 死亡した方の配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 死亡した方または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 死亡した方または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 死亡した方が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 死亡した方または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 死亡した方が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

#### ○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 死亡した方が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 死亡した方が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 死亡した方が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 死亡した方が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間  
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く

#### ○その他の期間

- 12 死亡した方または配偶者が下記ア～ケの制度以外の年金や恩給を受けていた期間等

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| ア. 厚生年金保険法             | カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法             |
| イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) | キ. 地方公務員の退職年金に関する条例              |
| ウ. 国家公務員共済組合法          | ク. 廃止前の国会議員互助年金法                 |
| エ. 地方公務員等共済組合法         | ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法<br>(地方議会議員共済) |
| オ. 私立学校教職員共済法          |                                  |

### 9ページ10(3)⑦の年金または恩給

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 1. 恩給         | 5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金 |
| 2. 執行官法に基づく年金 | 6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金    |
| 3. 国会議員互助年金   | 7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金     |
| 4. 旧令共済の年金    | 8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 |

10(3)⑦

### 「沖縄特例措置」について

●沖縄に住んでいた当時の住所を明らかにすることができる書類の添付が必要な場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

10(4)

## 9. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

⑨欄(1ページ目)を記入していない方は、次のことにお答えください。(記入した方は回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。

「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

ある	ない
----	----

厚生年金保険	□□□□□□□□	国民年金	□□□□□□□□
船員保険	□□□□□□□□		

## 10. 死亡した方についてご記入ください。

- (1) 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、**基礎年金番号と異なる記号番号があるときは**、その記号番号をご記入ください。

厚生年金保険	□□□□□□□□	国民年金	□□□□□□□□
船員保険	□□□□□□□□		

- (2) 死亡した方は旧陸海軍等の旧共済組合の組合員であったことがありますか。該当する場合は右欄にチェックしてください。



※(3)～(4)は保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)および保険料免除期間では受給要件を満たさない場合のみご記入ください。

- (3) 年金の受給に必要な資格期間を確認するため、死亡した方について、**20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番をチェックしてください。**

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。)

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項番	確認項目(記入欄)	必要な書類の例
①	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒請求書の1ページに記入している方以外に、過去に婚姻していた相手方がいる場合は、以下にご記入ください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           カナ氏名：            漢字氏名：            ※生年月日：(大正・昭和) 年 月 日            ※基礎年金番号：            ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。            複数名いる場合は、余白にご記入ください。         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻期間が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本等※</li> <li>※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回婚姻されている場合は、すべての戸籍全部事項証明</li> </ul>
②	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外に住んでいたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し</li> </ul>
③	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍である(あった)方で、65歳到達の前日(65歳の誕生日の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている</li> </ul>	以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本</li> <li>永住許可年月日が記載された在留カード等</li> <li>特別永住者証明書</li> </ul>
④	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある(夜間部・通信制は除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍(期間)証明書等</li> </ul>
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡した方または配偶者が昭和61年3月以前に、国会議員・地方議会議員であったことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類</li> </ul>
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類</li> </ul>
⑦	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡した方または配偶者が、8ページの下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等</li> </ul>
⑧	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①～⑦に該当しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所で年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。

- (4) 死亡した方は昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。該当する場合は右欄にチェックしてください。



## 「個人番号（マイナンバー）」を記入する際の注意事項

- 死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、1ページに請求者の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
  - 1ページに請求者本人の個人番号(マイナンバー)を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認(現況届)や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。
  - 記入された個人番号(マイナンバー)は、個人番号(マイナンバー)が正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要のため、以下の(1)または(2)をご準備ください。
    - (1)個人番号カード(マイナンバーカード)  
番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
    - (2)以下の2種類(㊦と㊧1種類ずつ)をご準備ください。
      - ㊦個人番号(マイナンバー)が記載されている書類から1種類  
住民票(個人番号(マイナンバー)記載のもの)または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
      - ㊧身元(実存)確認のできる書類から1種類  
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等  
※身元(実存)確認のできる書類については、上記㊧以外にも提出可能な書類があります。  
ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。
- 【窓口で提出される場合】  
上記(1)個人番号カード(マイナンバーカード)または(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。
- 【郵送で提出される場合】  
個人番号カード(マイナンバーカード)は、両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。
- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、番号利用法(マイナンバー法)に基づき、個人番号(マイナンバー)を登録させていただきます。個人番号(マイナンバー)の登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更等の届出が原則不要になります。

## 「公金受取口座」の利用・登録

- 公金受取口座登録制度とは
  - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。  
詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。  
([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))  
また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。  
([https://img.myna.go.jp/html/account\\_registration\\_riyoukiyaku.html](https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html))
  - 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。
- 年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点
  - 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
  - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
  - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項
  - 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意（「1.登録する」に○印を記入）した場合は、年金受取口座の情報は個人番号（マイナンバー）等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
  - 公金受取口座の登録結果は国（デジタル庁）から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
  - 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

③② 年金コードまたは共済組合コード・年金種別				
1				
2				
3				
③⑤ 他年金種別				

③⑥ 上外 1 . 2	③⑦ (外) 傷病名	③⑧ (上) 傷病名	③⑨ 診断書	④⑦ 有年数	④⑧ 有年 元号	④① 第三者行為
----------------	------------	------------	--------	--------	-------------	----------

遺基	④② 受給権発生年月日 元号 年 月 日	④③ 停止事由	④④ 停止期間 元号 年 月 元号 年 月	④⑤ 条文 0 1 3 7 0 0 1	④⑥ 失権事由	④⑦ 失権年月日 年 月 日
----	-------------------------	---------	--------------------------	------------------------	---------	-------------------

遺厚	④⑧ 受給権発生年月日 元号 年 月 日	④⑨ 停止事由	④⑩ 停止期間 元号 年 月 元号 年 月	④⑪ 条文 0 1 5 8 0 0 1	④⑫ 失権事由	④⑬ 失権年月日 年 月 日
----	-------------------------	---------	--------------------------	------------------------	---------	-------------------

⑤⑦ 他制度滿了 元号 年 月	⑤⑧ 合算対象記録 1 元号 年 月 元号 年 月	2 元号 年 月 元号 年 月	3 元号 年 月 元号 年 月
4 元号 年 月 元号 年 月	5 元号 年 月 元号 年 月	⑤⑨ 6 元号 年 月 元号 年 月	7 元号 年 月 元号 年 月
8 元号 年 月 元号 年 月	9 元号 年 月 元号 年 月	10 元号 年 月 元号 年 月	⑥① 11 元号 年 月 元号 年 月
12 元号 年 月 元号 年 月	13 元号 年 月 元号 年 月	14 元号 年 月 元号 年 月	15 元号 年 月 元号 年 月

⑥① 共済コード 共済記録 1 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	2 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
3 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	⑥② 4 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
5 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	6 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
⑥③ 7 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	8 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
9 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	

⑥④ 時効区分
---------

◆終了表示	E	送信
-------	---	----

## 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

### 《作成(記入)時の注意事項》

- 「代理人」(委任を受ける方)欄については、ご本人(委任する方)が決められた代理人(受任する方)の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。なお、法人を代理人とすることはできません。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成(記入)した日付、ご本人の基礎年金番号、氏名(旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください)、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
- 委任する内容について、1. ~ 5. の項目から選んで○で囲んでください(5. を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください)。
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B. の項目から選んで○で囲んでください。

### 《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です(代表的な本人確認書類は次の①~③です)。

- ① 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ② 運転免許証
- ③ パスポート

※本人確認書類に記載されている氏名および住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。

上記①~③をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

- 基礎年金番号通知書等の再交付については、取扱い上窓口での交付ができません。交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても、ご本人様の登録の住所あてに送付しますのでご了承ください。

## 委任状

代理人 ※ご本人(委任する方)がご記入ください。

フリガナ			
氏名		ご本人との関係	
住所	〒 -	電話	- -

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 ※ご本人(委任する方)がご記入ください。

		作成日	令和	年	月	日
基礎年金番号		生年月日	昭和			
フリガナ			平成	年	月	日
氏名	(旧姓 )		令和			
住所	〒 -	電話	-	-		
委任する内容	<p>●委任する事項を次の項目から選んで○で囲み、5を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。</p> <p>1. 年金および年金生活者支援給付金の請求について    2. 年金および年金生活者支援給付金の見込額について</p> <p>3. 年金の加入期間について    4. 各種再交付手続きについて</p> <p>5. その他(具体的にご記入ください。)</p> <p>( )</p> <p>●年金に関する情報の交付について、次の項目から選んで○で囲んでください。</p> <p>A. 代理人に交付を希望する。    B. 本人宛に郵送を希望する。</p>					

※代理人は運転免許証など代理人自身の本人確認ができるもの(文書による請求または照会の場合は写し)をご用意ください。

## 月別納品数量内訳

物品番号 105

単位：包（100冊/包）

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量					
2026年10月9日	2026年11月10日	2026年12月10日	2027年1月8日	2027年2月10日	2027年3月10日
11月使用分	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分
200	200	200	200	200	400

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量						
2027年4月9日	2027年5月10日	2027年6月10日	2027年7月9日	2027年8月10日	2027年9月10日	2026年10月納品 ～2027年9月納品 合計
5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分	
200	200	200	200	200	200	2,600

○各期毎の予定数量（0の場合も含む）は増減することがある。

○確定数量の連絡は会計・資産管理部管財Gから納入期限の30日前までに行う。（数量変更がない場合も連絡を行う。）

○上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。

○原稿の変更があった場合は、予定数量よりも大幅な数量増の可能性があるので留意すること。